

令和2年度第2回文化財調査委員会議 会議録

1 会議名 令和2年度第2回文化財調査委員会議

2 開催日時 令和3年3月23日(火)午前10時30分から午前11時45分まで

3 開催場所 一関保健センター 2階栄養指導室

4 出席者

- (1) 委員 工藤武委員、藤元淳委員、菊池薰委員、大島晃一委員、高橋龍夫委員(委員長)、佐藤剛一委員、熊谷眞平委員、佐々木繁喜委員、及川雅晴委員、佐野修弘委員、宍戸久夫委員、菅原良太委員、菅原文男委員、千葉栄一委員、海野哲彦委員、八巻徹委員、熊谷忠良委員
- (2) 事務局 小菅正晴教育長、菅原春彦教育部長、千葉浩教育部次長兼文化財課長、金野修文化財係長、菅原孝明主任学芸員、畠山篤雄文化財調査研究員、東資子文化財調査研究員、光井文行文化財調査研究員、阿部充文化財調査研究員

5 議題

- (1) 令和2年度文化財保護事業の実施状況について
- (2) 令和3年度文化財保護行政の方針及び事業計画等について
- (3) その他

6 公開、非公開の別 公開

7 傍聴者 なし

8 挨拶

- (1) 小菅正晴教育長

本日は、ご多用のところ、お集まりいただきました。今年度2回目の文化財調査委員会議であります。日頃から文化財の保護行政について、皆さんから様々な面でご協力、ご指導を頂いており深く感謝申し上げます。

現在、全国的な新型コロナウィルス感染症の状況下の中、収束の見通しがたっていない状況であります。令和2年度においても色々な制約がある中で文化財行政も進めてきたところであります。本日はこれまでの実績報告、併せて、令和3年度の文化財保護行政の方針と事業計画について、ご審議いただければと思っております。

今年度の文化財行政を振り返りますと、一つは8月19日に市の指定文化財として、新たに7件を指定しました。有形文化財2件、無形民俗文化財5件であります。それから、8月末には旧東北砕石工場の耐震補強などの工事が完了し、9月13日から一般公開を再開しております。それから、一関図書館の駐輪場の壁面に一関を代表する

先人のプレートを設置しております。

さて、令和3年度は、一関市教育振興基本計画の後期計画に入る年であります。平成28年から令和7年までの10年間の教育の方向性を学校教育、文化財行政、その他を含めての方針をお示ししてきました。これが教育委員会の大本になる方針でありますか、こういった観点を踏まえて説明をさせていただきます。

また、骨寺村莊園遺跡について、現在、世界遺産拡張登録に向けての取り組みを進めているところであります。検討委員会の意見を踏まえながら進めているところですが、なかなか難しい状況であります。本日の会議の後半に現状を報告させていただきたいと思います。

本日は皆さんから様々なご意見、提言を賜りまして、できるだけ今後の文化財保護行政に反映させていただきたいと思います。

9 審議内容

(1) 令和2年度文化財保護事業の実施状況について

事務局が資料に基づき説明を行った。以下、質疑応答等。

委 員 文化財情報提供事業について、市広報で文化財を紹介しているが、この記事を載せる際に、現地に行って確認は行っているか。生きているものを対象とした文化財については、実態を把握することが大切なことだと思う。特に植物等は、人が滅多に行かないようなところにある場合がある。確認をお願いしたい。

事務局 文化財情報提供事業については、市広報の原稿を作成しているが、この機会に現地を確認しているかというとしていないところである。広報に載せる時ではないが、天然記念物等の植物については、普段から直接現地に行って確認するようにしている。ご意見をいただいたことについて、広報で紹介する文化財については、掲載時に現地を確認しておく。

(2) 令和3年度文化財保護行政の方針及び事業計画等について

事務局が資料に基づき説明を行った。以下、質疑応答等。

委 員 事業計画について、ここに文化財指定の推進という項目がないのはどうしてか。文化財保護行政で一番初めに来るのが文化財指定だと思う。国も県もそういう視点で行っているはずである。文化財指定の推進という項目を入れていただけないか。

もう一つは、文化財の県指定について、当市のものが県指定になることがほんないということが疑問である。基本的には、市町村の指定物件から県はピックアップしている。市から強く推薦していく必要があると思う。リスト化して、分野ごとにバランスよくリストアップしていく計画的に指定していく、

そういう仕組みづくりが必要だと思う。機能するシステムを構築していただきたい。

また、令和3年から7年までの長期計画の位置づけだが、文化財保護法が改正されて、文化財調査委員会というよりは、文化財保護審議会への移行を考えないといけない。文化財調査委員を活用して今まで通りの方針でやっていくことが、これからこの国の文化財保護の在り方と合致しているのか。むしろ旧態依然のやり方を推し進めようとしているのではないか。文化財調査委員ができるだけ活用して、調べさせるという路線ではなくて文化財の調査委員は、審議会の委員に移行していかなければならぬ。これまでのやり方を踏襲して強化するということは、ちょっと逆行しているのではないかと思う。

三点目は、歴史民俗資料の集約化と民俗資料館の運営について、ここで民俗資料を移設して整理することと民俗資料館の運営はどのようにリンクしていくのか、最終的な姿が見えない。収蔵庫については、10か所程度に集約するということだが、最終的な姿はどこかで集約の拠点を決めるのか、あるいは、10か所ぐらいで留めておくのか。最終的な目的が見えない。民俗資料館があるので、こととの連携をする方向で収蔵庫を集約してほしいという希望である。そのためには、民俗資料館に全部集約できないのかと思う。旧渋民小学校校舎を改修しながら、ここに集約して民俗資料館と連絡を密にしながら活用していくいうことができないのか。

事務局 一点目は、事業計画に文化財指定の推進の項目を追加すること、これに関しては、ぜひ検討させていただきたいと思う。予算を伴うものに関わらず、項目を明示した方がいい。

県指定については、平成29年度に三つほど、大東の水かけ祭りを含めて県指定となっている。ただ、常に推薦できるものを考えておくことは必要だと思うので、候補リストの作成はしていきたい。

二点目の文化財保護審議会について、国は文化財行政の活用部分にシフト変更しているが、保護だけではなく、市民が活用できるという方向性が打ち出された。この方向性について、県の方向性を踏まえて、こちらでも時間をかけて検討する必要があると考えている。

三点目の歴史民俗資料の集約化については、10か所に集約というのは当面の方向性である。民俗資料館にテーマに応じて、昭和の時代を主に展示しているが、必要に応じて、市民にぜひ見せたいというものを10か所の収蔵庫の中から持ってきて展示をするというイメージを持っていた。ただ、10か所がいいのか

ということはあるので、当面は10か所に集約して、展示に必要なもの民俗資料館に運ぶということをしていく。10か所を集約して、もっと少なくするということは検討していく。また、民俗資料館以外の建物の新設は、現実的に難しいと思っている。

委員 令和3年度文化財保護行政の方針及び事業計画等については提案のとおり了承してよいか。

委員 異議なしの声あり。

委員 それでは、令和3年度文化財保護行政の方針及び事業計画等については提案のとおり了承する。

(3) その他

骨寺村莊園遺跡の世界遺産拡張登録に係る取り組み状況の報告について、事務局が資料に基づき情報提供として説明を行った。

10 その他 なし

11 担当課 教育委員会文化財課